

第36回剣道七段選手権大会並びに

第42回県下古関杯剣道五段・六段選手権大会要項

- 1 日 時 令和7年6月8日（日） 午前9時開館
- 2 場 所 A L S O K ぐんま武道館 大道場
- 3 受付要領 受付時間:午前9時20分から9時40分まで
受付時に持参する物:支部名の名札、紅白目印
面マスクかマウスシールド
- 4 参加資格
当該段位を大会出場時に取得していて群馬県剣道連盟の登録会員であること。
男女問わず参加できる。
- 5 試合方法
 - (1) 試合・審判規則
 - (2) 全日本剣道連盟試合・審判規則・同細則及び剣道試合・審判・運営要領の手引き（令和6年9月1日改訂）による。
 - (3) 試合方法はトーナメント戦とする。
 - (4) 試合は3本勝負、試合時間は5分とする。試合時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に1本を取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってから試合時間は3分区切りで、延長3回で1回5分の休憩を取り勝敗の決するまで継続する。
- 6 表 彰 優勝(1位)、2位、3位(2名)を表彰する。
- 7 申込方法 参加希望者は、別添「各段位申込書」に必要事項を漏れなく記載し、各加盟支部の申込締切日を確認のうえ、締切日までに各加盟支部へ申し込むこと。
各支部は申込みがない場合にも「なし」と報告をすること。
- 8 参加費 1名1,000円（参加実人数分を大会終了後1週間以内に各支部で振り込みのこと。）
- 9 その他
 - (1) 選手の傷害保険は、群馬県剣道連盟で加入する。
 - (2) 組合せ及び審判員の委嘱は群馬県剣道連盟で行う。
 - (3) 竹刀、剣道具の検査は実施しないが、あらかじめ各自、別添竹刀基準、全日本剣道連盟の「剣道用具安全基準の検査要領」の「剣道用具確認証」検査項目を確認して、基準に適用する竹刀・剣道具にて参加すること。
 - (4) ウォーミングアップを含め、面を装着する場合は必ず面マスクかマウスシールドを装着すること。
 - (5) フィジカルディスタンスや手洗い・うがい・手指消毒を励行し、新型コロナウイルス感染症対策を万全にすること。
 - (6) 群馬県剣道連盟で撮影した写真が、新聞や群馬県剣道連盟ホームページ等で公開されることがある。

竹刀の基準

一刀の場合

	対 象		中学生	高校生 (相当年齢の者も含む)	大学生・一般
長さ	男女共通		114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下
重さ	男 性		440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上
	女 性		400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

二刀の場合

	対 象		大学生・一般	
			大 刀	小 刀
長さ	男女共通		114センチメートル以下	62センチメートル以下
重さ	男 性		440グラム以上	280～300グラム
	女 性		400グラム以上	250～280グラム
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	19ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	24ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	19ミリメートル以上

令和2年2月

剣道用具安全基準の検査要領

1 検査の目的

本大会においては、剣道用具の安全性・公平性の観点から、本大会要項の順守を目的とし以下の要領で検査を実施する。

2 剣道用具確認証の提出及び竹刀計量・検査の方法（手順）

(1) 「剣道用具確認証」の取り扱い

検査員は、監督者または選手から大会で使用する剣道用具についての「剣道用具確認証」の提出を受け、内容の不備等ないことを確認し、竹刀の計量・検査を行う。

(2) 竹刀の全長を測定する。

(3) 竹刀の重さの計量を行う。

(4) 竹刀検査基準器を使用し、先革の直径（対辺値）、ちくとう直径（対角値）、先革長の測定を行う。

① ちくとう部の計測は、弦を外側に向けて計測した後、内側にも向けて計測し、二方向とも計測する。二方向ともに基準値を満たしていない場合は不合格とする。

② ゲージでの計測に支障がある場合は、ノギスにて計測を行う。

(5) 竹刀形状の検査を行う。

① 竹刀のささくれ、破損、ビニールテープ等を巻く行為はないか。

② 安全性を著しく損なう加工、形状の変更がなされていないか。

③ 先革、中結(位置 1/4)、弦等付属品の安全性に問題ないか。

④ ちくとう部に安全性を損なう不自然な隙間や大きな隙間はないか。

⑤ 竹刀のちくとう検量計測部位からひと節目、中結部付近、ふた節目の順で、対辺及び対角値が太くなっていく形状で、十分な太さはあるかノギスにて計測する。ただし、明らかに形状に問題のないものは、検量責任者の判断により計測を不要とすることができる。

(6) 上記の計量・検査に合格した竹刀（竹刀柄革中央内側）に検印を押す。

3 試合場での確認と処理

(1)竹刀について

- ① 審判主任及び審判員による検印等の確認。
- ② 対戦チームからの疑義の申し立てによる検印等の確認。

※剣道試合・試合審判規則第19条、第36条関係により処理する。

(2)小手について

審判主任及び審判員は目視により確認し、疑義がある場合は審判主任の指示で係員が監督または選手立会いのもと検査を行う。
規格外と判断したものについては罰則を設けず、次回以降の出場大会での是正を促す。

対戦チームからの疑義の申し立てについては認めない。

検査の方法は、該当者が肘を付いた状態で手首の可動部分までを測定し、その1/2を以って判断する。

布団部のえぐりの深さは小手ふとん最長部との長さの差が2.5 cm以内かどうかで判断する。

(3)面及び剣道着について

面布団の長さ及び剣道着の袖の長さについては試合上の公平性、相手への影響は大きくないと考える。このことから、選手本人の試合での安全確保についての義務は、「剣道用具確認証」の提出を以ってなされていると解釈する。したがって、規格外のものを使用した試合者には、試合終了後、原則、審判主任から監督（登録のない場合は選手）に注意を行い、次回以降出場大会での是正を促す。

(4)当該団体戦または個人戦の第1回目の試合場には、「剣道用具確認証」の写しを備え、検量責任者の確認印を以って剣道用具の使用に関しての資料とし、確認が必要な場合に使用する。第1回目の試合の終了を以って大会本部が回収する。

(5)剣道用具に不備があった場合は、「剣道用具確認証」の内容に誤りがあったと判断し、当該団体（都道府県）の責任において是正するよう書面をもって通知する。

※（2）（3）については、当該団体戦または個人戦の第1回目の試合後のみ確認し、以降の試合での確認、注意を必要としない。

審判主任	検査所責任者

剣道用具確認証

〇〇大会会長 殿

本大会の出場にあたり、使用する用具について、「剣道試合・審判規則」および「大会要項」に
即し、下記項目の確認いたしました。

日 付： 年 月 日

都・道・府・県

選手氏名： 印

記

1) 竹刀関連：検査本数： 合計 本（大会検査所提出本数）

☐ 竹刀の長さ（全長）が適正☐ 竹刀の重さが適正☐ 竹刀の先革先端部の太さ（対辺）が適正☐ 先から 8 センチメートル部分のちくとうの太さ（対角）が適正☐ 先革の長さが適正☐ 中結の位置（＝全長の約 1/4）が適正☐ 各ピース（竹）の間の隙間がない☐ 破損・ささくれはない☐ 不当な付属品を使用していない☐ 安全性を著しく損なう加工・形状変更をしていない

2) 小手関連

☐ こぶしと前腕（肘関節から手首関節の尺骨側（最長部））の 1/2 以上を保護している☐ 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さは小手ぶとん部最長部と最短部の差が 2.5 センチメートル以内である☐ 小手指部・小手ぶとん部の十分な衝撃緩衝能力がある

3) 面関連

☐ 肩関節の保護ができる布団の長さが確保されている☐ 面ぶとんの十分な衝撃緩衝能力がある

4) 剣道着関連

☐ 袖の長さについて、肘関節の保護ができる（構えたときに肘関節が隠れること）

以上